

令和4年1月臨時会補正予算等の概要

1. 編成概要

①新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国は、住民税が非課税の世帯や感染症の影響で家計が急変した世帯に、1世帯当たり10万円の臨時特別の給付を行うこととした。

今回の補正予算では、本市の対象世帯へ給付金を給付するために必要な費用を計上し、速やかに市民生活を支援する。また、令和4年度にわたって円滑で迅速に給付金を給付するため、繰越明許費補正を行う。

②次に、18歳以下の児童1人当たり10万円を給付する国の「子育て世帯への臨時特別給付金」について、所得制限の超過や離婚などで対象にならなかった世帯に、松山市独自で同様の給付を行い、コロナ禍の子育て世帯を一層支援する。

2. 事業内容

(単位：千円)

① 臨時特別給付金費（保健福祉部 保健福祉政策課）

8,703,047

・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業

①令和3年12月10日時点で松山市の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯、または②感染症の影響を受けて家計が急変し、

①の世帯と同様の事情にある世帯に、1世帯当たり10万円を給付する。

補助率 国 10/10

② 児童手当費（子ども・子育て担当部 子育て支援課）

624,936

・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

①令和3年9月分の児童手当が所得制限の超過で特例給付となった世帯、②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童を養育し、①と同等の所得の世帯、③令和4年3月31日までに生まれた児童を養育し、児童手当が所得制限の超過で特例給付となった世帯、④国の給付金の給付日までに離婚等をしている場合で、同日時点で児童を養育しているにもかかわらず、国の給付金を受け取れない世帯に、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童1人当たり10万円を給付する。

補助率 国 定額

3. 繰越明許費補正

一般会計

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	4,000,000

4. 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	1月補正額（案）	累計	対前年同期伸率
一般会計	9,327,983	239,154,792	△ 7.57 %
特別会計	—	142,572,052	4.55 %
企業会計	—	47,687,200	△ 1.70 %
計	9,327,983	429,414,044	△ 3.20 %
公債管理特別会計	—	17,014,000	
合計	9,327,983	446,428,044	

5. 議案等

- 承認案 1 件
- 予算案 1 件
- (計 2 件)
- 報告 2 件